

富田林市子ども・子育て支援事業計画

(素案)

平成 26 年 7 月会議資料

富田林市

第1章 計画の背景と策定趣旨

1 計画策定の背景

①国全体の次世代育成対策

- 平成元年の「1.57ショック（注1）」を境に国の少子化対策が本格化し、平成6年12月、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が発表され、以後10年間の子育て支援施策の基本的枠組みが示されました。
- 平成11年12月、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定され、平成16年度を目標に新たな少子化対策が推進されました。平成15年7月には、少子化の流れを変え、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、成長する社会を形成するために、「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」が制定され、新たな取り組みが展開されました。しかし、少子化の流れが変わることはありませんでした。
- それまでの少子化対策は、いわば、子どもを生み育てる側の視点に立った取り組みでした。しかし、その考え方では少子化に歯止めがきかないことから、「子どもの最善の利益が実現される社会を目指す」という考え方を基本に、社会全体で子育てを支えつつ、生活と仕事と子育ての調和を重視する新しい方向性が示されました。
- 新しい考え方に沿って、平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表され、続いて、平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が少子化社会対策基本法第7条の規定に基づく「大綱」として閣議決定されました。
- さらに、平成24年8月、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもへの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するため、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から施行されることになりました。

注1 1人の女性が生涯に産む子どもの数である「合計特殊出生率」が、それまでの最低記録の1966年（丙午（ひのえうま））を下回る史上最低（当時）となったことを指す。

②富田林市の次世代育成支援

- 平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、都道府県、市町村及び一定規模の事業主に次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務づけられました。（計画は、次世代育成支援対策推進法の 10 年間（平成 17～26 年度）を前期 5 年、後期 5 年で区分して策定）
- この法律に基づき、富田林市（以下「本市」という。）では、前期 5 年間（平成 17～21 年度）の次世代育成支援行動計画を策定しました。さらに、平成 21 年度に、前期 5 年間の達成度を踏まえて、後期 5 年間（平成 22～26 年度）の後期計画（以下、次世代後期計画という。）を策定し、次世代育成支援策を推進してきました。
- さらに、次世代後期計画の着実な推進とともに、今後も予想される少子化に対応するため、近年は次のような取り組みも進めてきました。

平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none">● 公立保育所の役割を中心に市全体の保育体制の再構築を提言した「富田林市立保育所のあり方について提言書」のとりまとめ● 学童クラブの有料化にあわせて、利用時間を 19 時まで延長
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none">● 年度末で市立東条幼稚園を休園
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none">● 提言書を踏まえて「富田林市立保育所民営化基本方針」を策定
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none">● 市立みどり保育園を民営化。（その後、第三者組織による評価・検証を実施）● 保育所保育士による、子育て家庭と妊産婦の戸別訪問事業を全市的に展開
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none">● 待機児童解消のために新たな民間保育所を整備する方針を決定● 子育てガイドブックのリニューアル、子育て支援情報 Facebook ページの開設● 年度末で市立板持幼稚園を休園

③次世代育成支援対策推進法等の一部改正

- 次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間の時限法として成立しました。しかし、その後、合計特殊出生率は持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続いており、社会全体でワーク・ライフ・バランスの浸透、女性が就労の場で活躍できる取組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを、より一層、推進することが必要となっています。
- こうした状況を鑑み、次世代育成支援対策推進法を延長・強化するため、法律の有効期限を平成 36 年度末まで 10 年間延長することや、事業主の特例認定制度の創設などを盛り込んだ次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われました。
- また、改正推進法と同時に、母子寡婦法（母子及び寡婦福祉法）、児童扶養手当法の一部改正が行われ、母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実を図ることになります。これら 3 つの改正法は平成 26 年 4 月に公布されました。

2 計画策定の趣旨

- 新たに制定された子ども・子育て支援法により、都道府県及び市町村においては、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられました。これに伴い、平成26年度末で計画期間が完了する次世代後期計画は、改正推進法に基づき、法定計画（策定は義務）から各自治体の努力規定（策定は任意）に変更されました。
- こうした法制度の動向を踏まえ、本市では、生まれ育つすべての子どもが健やかに成長する環境の向上と、市全体で子育てを支える取り組みの充実を目指し、子ども・子育て支援法に規定されている「富田林市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。
- また、子ども・子育て支援法には規定されておらず、かつ、本市の子ども・子育て支援に必要な施策については、改正次世代育成支援行動計画の趣旨に基づく施策として、本計画に含めます。

（参考）子ども・子育て支援法の趣旨

子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の着実な実施を柱として、次のことを目指す。

◎乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とする情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を、社会全体の責任で整備すること。

◎保護者が子育ての責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じる事が可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること。

（内閣府「基本指針（案）」の要約）

（参考）次世代育成支援対策推進法の改定概要

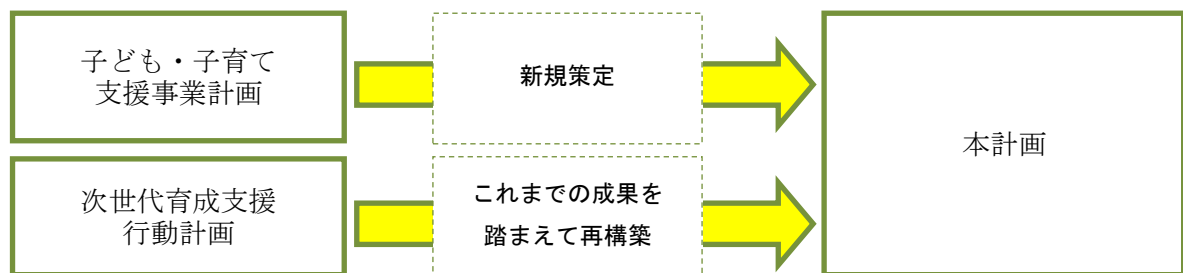
次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

（厚生労働省資料）

3 計画の法的根拠、位置づけ

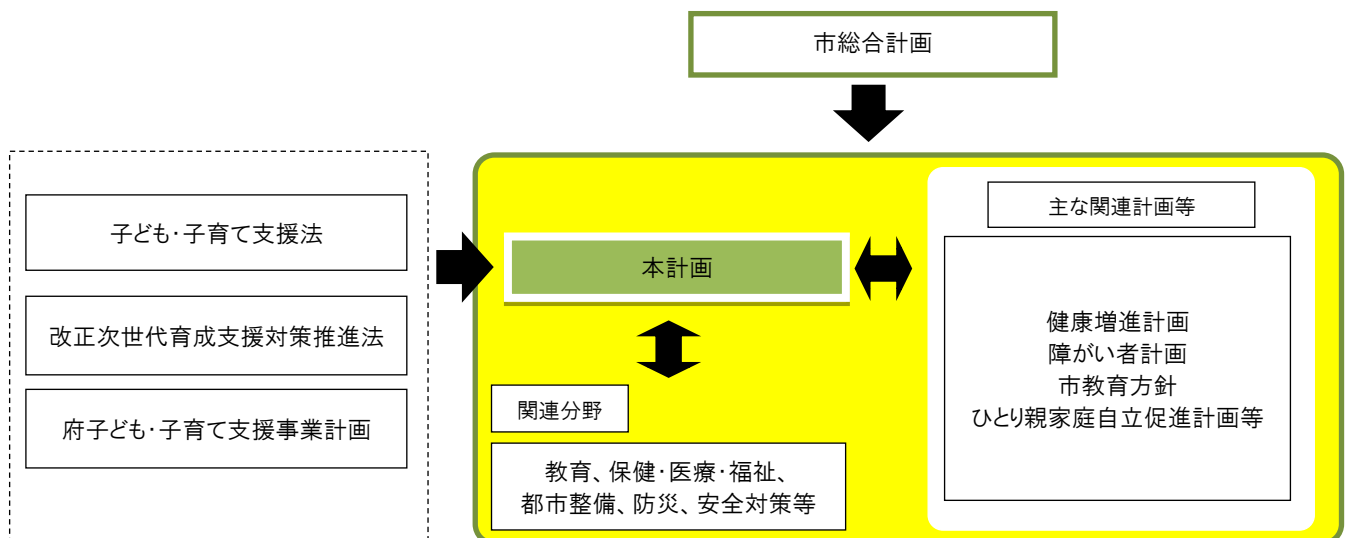
①計画の法的根拠

- 本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。
- また、改正次世代育成支援対策推進法第 8 条において、市町村の努力規定として定められている「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を包含します。





②本市における本計画の位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法をはじめとする関連の法律、大阪府子ども・子育て支援事業計画、本市の総合計画や関連計画、関連分野との整合並びに連動を図ります。



4 計画策定の時期及び計画期間

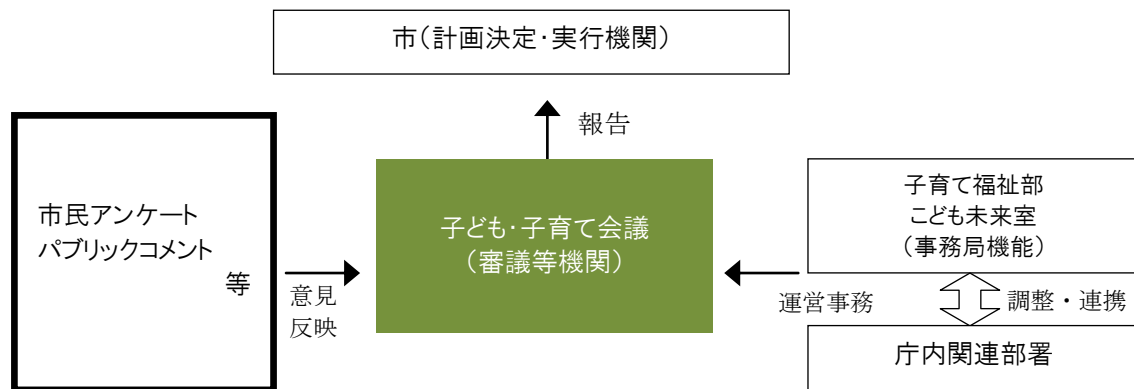
- 本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。
- 計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて見直し、新たに次期 5 年間の計画を策定します。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32~
本計画						
次期計画					●見直し 及び策定	

5 計画の策定体制

①子ども・子育て会議の設置

- 本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に定められている「富田林市 子ども・子育て会議」（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。



②アンケート(就学前児童の保護者、小学生の保護者)の実施

- 本計画策定にあたり、就学前児童及び小学生の保護者を対象として、次のことを把握するアンケートを実施しました。
 - ア 子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること（以下「ニーズ調査」という。）。
 - イ 就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	2,750 票	1,247 票	45.4%
	小学生	1,000 票	589 票	58.9%
対象者の抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出			
調査期間	平成 25 年 10 月 24 日 ~ 平成 25 年 11 月 6 日			
調査方法	郵送による配付・回収（小学生は学校を通じて配付）			

6 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

①新制度の目的

- 本計画は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された3つの法律（子ども・子育て関連3法（平成24年8月22日公布））に基づく新たな制度であり、平成27年度（平成27年4月）から施行されます。

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法ほかの改正）



平成27年4月 施行(新制度スタート)

②子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の概要

- 市町村は「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付(3つの給付)

種類	対象事業
(ア) 施設型給付(※)	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付(※)	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※(ア)施設型給付、(イ)地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定(認定区分)した上で給付。(子ども・子育て支援法19条)

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし(学校教育)	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり(保育認定)	保育所、認定こども園、地域型保育

②地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ① 利用者支援に関する事業 | ⑧ 一時預かり事業 |
| ② 地域子育て支援拠点事業 | ⑨ 延長保育事業 |
| ③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業 | ⑩ 病児・病後児保育事業 |
| ④ 乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪ 放課後児童健全育成事業 |
| ⑤ 養育支援訪問事業 | ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥ 子育て短期支援事業 | ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |
| ⑦ 子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター) | |

③市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

- 事業計画に定める事項は、「必須記載事項」と「任意記載事項」があります。(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)
- 本計画では、「必須記載事項」と「任意記載事項」とともに定めるものとします。

項目	内容
①市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
②市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
③市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
④教育・保育提供区域の設定	教育・保育提供区域の設定の趣旨及び内容、各教育・保育提供区域の状況等を定めること。
⑤各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 各年度における教育・保育の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込み（満三歳未満の子どもについては保育利用率を含む。）を定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
⑥各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>一 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 各年度における市町村全域及び各教育・保育提供区域について、地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>二 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 地域子ども・子育て支援事業の種類ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>
⑦子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。
⑧産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
⑨子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
⑩労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
⑪市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

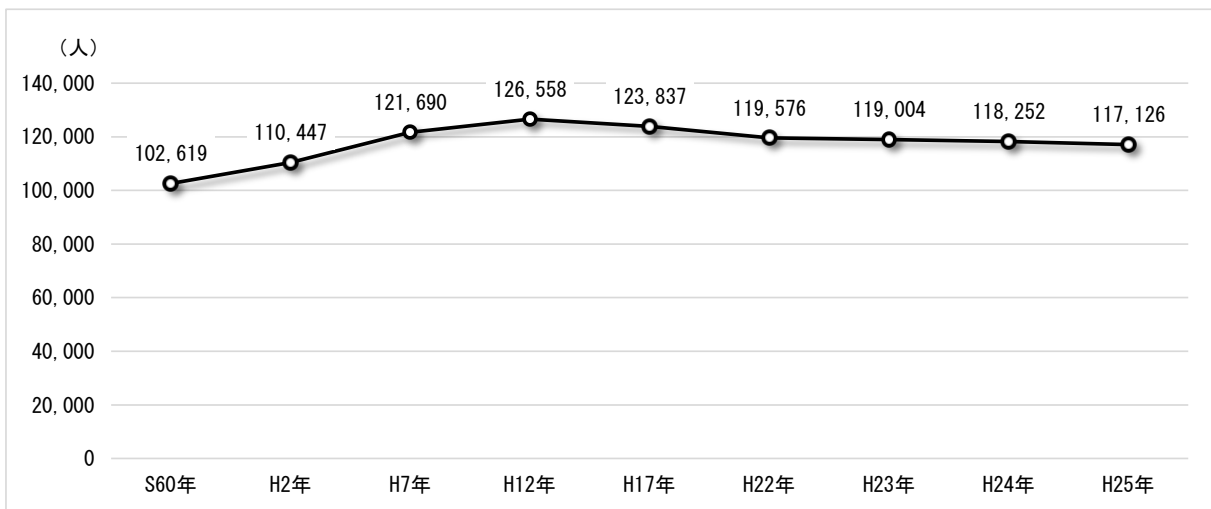
第2章 子どもと子育て家庭に関する動向

1 人口、児童数に関する動向

①総人口

- 本市の人口は、総人口は平成12年をピークとして、近年は緩やかに減少しています。
- 平成23～25年にかけては、毎年500～1,000人ずつ減少しています。

【人口の推移】単位：人

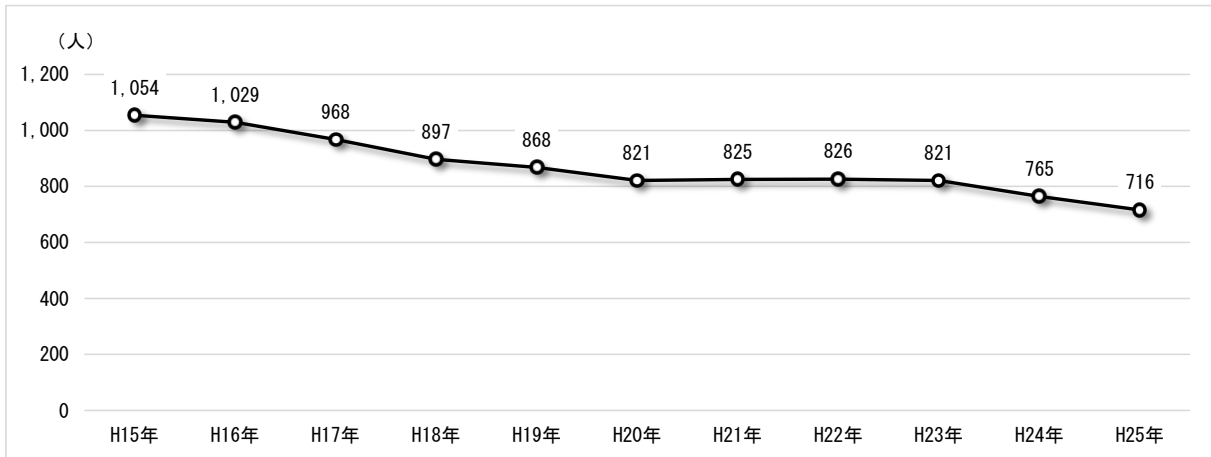


(昭和60年～平成22年は国勢調査。平成23～25年は各10月1日現在の住民基本台帳)

②出生数

- 本市の出生数推移をみると、平成 16 年まで年間 1,000 人を超えていた出生数は、その後、緩やかに減少してきました。
- 平成 18～23 年は年間 800 人台で推移しましたが、平成 24 年には年間 700 人台となり、再び減少しています。

【年間出生数の推移】 単位：人

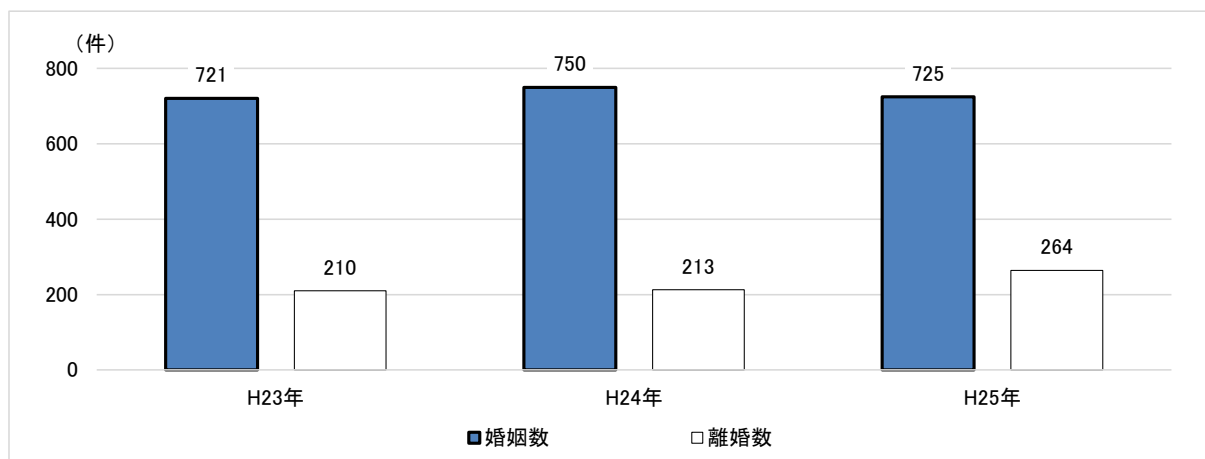


(市民窓口課 各年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日)

③婚姻件数、離婚件数、未婚率

- 本市の婚姻件数は、平成 23～25 年は年間 700 件程度で、ほぼ横ばいです。
- 離婚件数は、平成 23～24 年は年間 200 件程度で、平成 25 年はやや増えています。

【婚姻件数、離婚件数の推移】単位：件



(注) 本市在住者が婚姻・離婚した数。例えば、本市在住者同士であれば 2 件でカウント。

(市民窓口課 各年 4 月 1 日～翌 3 月 31 日)

- 未婚率は、年齢が上がるのに伴い低下し、いずれの年齢層においても、女性よりも男性の方が高くなっています。
- 全国及び大阪府と比較すると、20～34 歳の未婚率が男女とも、国及び府より、若干、高くなっています。

【未婚率の比較】単位：%

	20～24 歳		25～29 歳		30～34 歳		35～39 歳	
	男	女	男	女	男	女	男	女
富田林市	94.09	92.08	75.01	65.86	48.14	38.86	33.37	24.62
全国	94.02	89.64	71.76	60.33	47.32	34.52	35.62	23.08
大阪府	94.00	90.22	72.28	63.70	47.42	37.86	35.74	25.93

(平成 22 年国勢調査)

④子どもの人数

- 子ども(児童福祉法で定める18歳未満)の人口は、平成21～26年の間で2,951人(13.7%)の減少となっています。
- そのうち、0～5歳(就学前)が504人(9.2%)、6～11歳(就学年齢)が1,512人(20.3%)、12～17歳(中学生以上)は935人(10.8%)の減少となっています。
- 15歳～64歳のいわゆる生産年齢人口のうち、15～39歳で14.5%減少、40～64歳で3.5%減少している状況を考えると、大学進学や就職、結婚などを機会に転出するケースが考えられます。

【富田林市の人口推移】単位：人

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	増減 H26-H21 (率)	
0歳	799	810	809	822	763	708	△91	△11.4%
1歳	869	820	861	854	863	810	△59	△6.8%
2歳	888	877	809	870	860	857	△31	△3.5%
3歳	948	886	886	823	886	862	△86	△9.1%
4歳	970	949	874	918	823	882	△88	△9.1%
5歳	982	968	948	892	927	833	△149	△15.2%
小計	5,456	5,310	5,187	5,179	5,122	4,952	△504	△9.2%
6歳	1,142	975	971	956	896	932	△210	△18.4%
7歳	1,113	1,145	977	984	959	899	△214	△19.2%
8歳	1,219	1,121	1,146	987	980	970	△249	△20.4%
9歳	1,307	1,220	1,121	1,137	981	990	△317	△24.3%
10歳	1,327	1,333	1,239	1,128	1,151	990	△337	△25.4%
11歳	1,356	1,325	1,330	1,240	1,124	1,171	△185	△13.6%
小計	7,464	7,119	6,784	6,432	6,091	5,952	△1,512	△20.3%
12歳	1,370	1,352	1,334	1,323	1,228	1,132	△238	△17.4%
13歳	1,391	1,390	1,353	1,340	1,317	1,234	△157	△11.3%
14歳	1,421	1,393	1,393	1,354	1,332	1,319	△102	△7.2%
15歳	1,435	1,420	1,399	1,386	1,350	1,329	△106	△7.4%
16歳	1,552	1,466	1,440	1,407	1,386	1,348	△204	△13.1%
17歳	1,494	1,544	1,465	1,437	1,404	1,366	△128	△8.6%
小計	8,663	8,565	8,384	8,247	8,017	7,728	△935	△10.8%
18歳未満計	21,583	20,994	20,355	19,858	19,230	18,632	△2,951	△13.7%

(生産年齢人口と総人口)

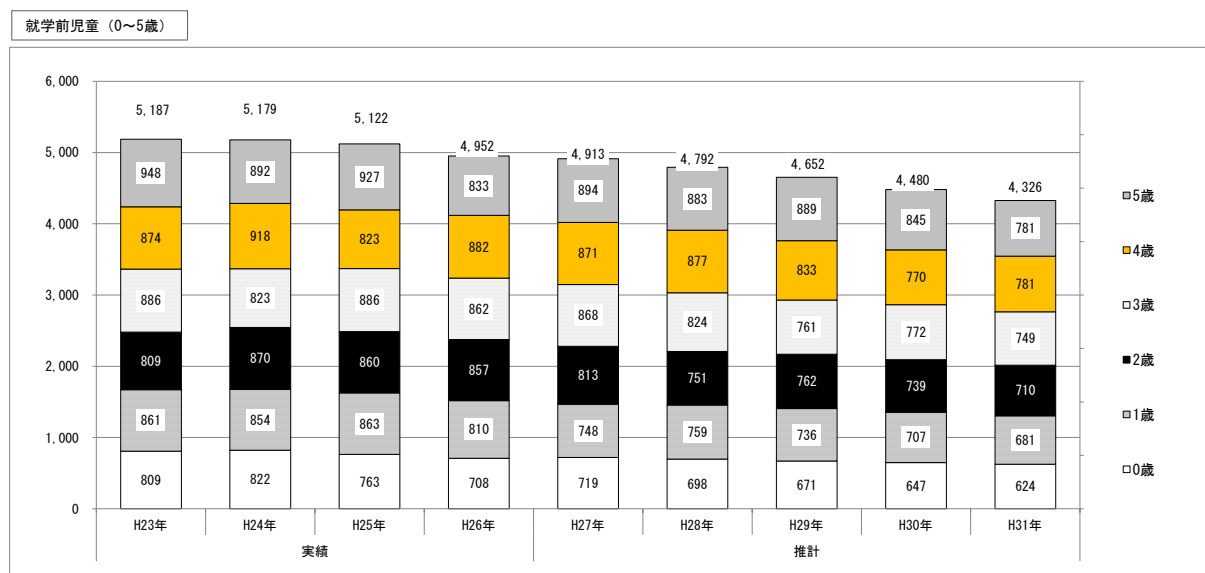
15歳～39歳	37,203	36,222	35,014	33,810	32,825	31,815	△5,388	△14.5%
40歳～64歳	41,919	41,905	42,183	41,926	41,102	40,445	△1,474	△3.5%
65歳以上	25,273	25,982	26,336	27,197	28,504	29,640	4,367	17.3%
総人口	121,497	120,673	119,584	118,561	117,521	116,489	△5,008	△4.1%

(住民基本台帳(外国人登録者含む) 各年4月1日現在)

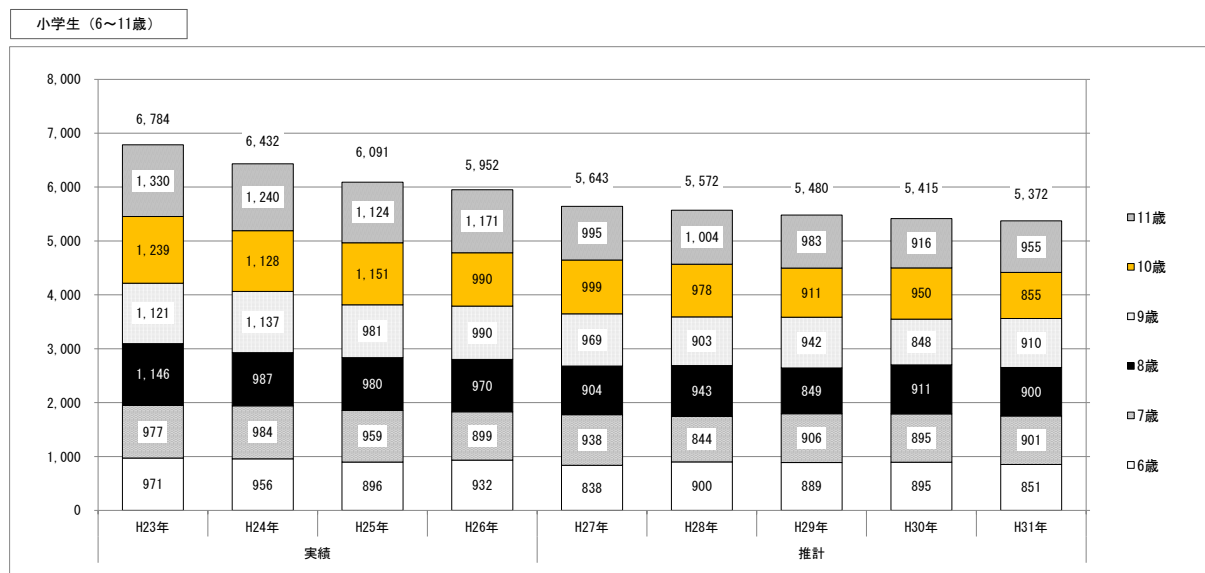
⑤乳幼児・児童数の推計

○ 近年の出生数と社会動態の実績から算出（注²）した乳幼児・児童数の今後の見込みは、次のとおりです。

【乳幼児・児童数の推計】単位：人



（こども未来室 各年4月1日現在）



（こども未来室 各年4月1日現在）

注² 基礎データ（H23～26実績）の年度毎・年齢毎の変化率を用いて推計。

2 世帯・就労に関する動向

①子どものいる世帯

- 平成 22 年国勢調査時点の 6 歳未満のいる親族世帯数は 4,943 世帯（一般世帯の約 15%）、18 歳未満のいる親族世帯数は 11,544 世帯（一般世帯の約 34%）です。
- 6 歳未満世帯のうち、核家族世帯の割合は 8 割を占めています。この割合は 18 歳未満世帯も概ね同様です。
- ひとり親世帯（母子・父子家庭）は 6 歳未満世帯の約 5%、18 歳未満世帯の約 8%です。

【子どものいる世帯】単位：世帯

	総数	核家族			核家族以外
		夫婦と子ども	母親と子ども	父親と子ども	
一般世帯総数	33,737	14,640	2,405	422	2,986
構成比率	100.0%	43.4%	7.1%	1.3%	8.9%
6 歳未満のいる親族世帯数	4,943	4,228	228	13	474
構成比率	100.0%	85.5%	4.6%	0.3%	9.6%
18 歳未満のいる親族世帯数	11,544	9,214	808	95	1,421
構成比率	100.0%	79.8%	7.0%	0.8%	12.3%

注：総数は上記のほかには非親族世帯、単独世帯を含む（平成 22 年国勢調査）

- 次ページの【アンケートでみる「3 世代の同居・近居の状況」】の結果でも、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、両親と子どもだけの核家族世帯の多いことがわかります。ただし、祖父母が隣近所あるいは市内に住んでいる割合は就学前児童で 60%近く、小学生でも約 50%に上っています。
- 日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯ともに、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」が 6 割半ば、「日常的にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」も 3 割半ばです。
- こうした結果から、核家族世帯ではあるものの、必要になった場合は近隣に暮らす親族を頼りにできる実態がうかがえます。

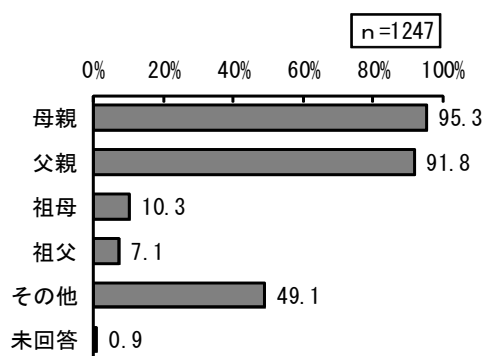
【アンケートでみる「3世代の同居・近居の状況」】

(就学前児童)

- 就学前児童のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」95.3%、「父親」91.8%、「祖母」10.3%、「祖父」7.1%、「その他」(兄弟姉妹など)49.1%です。

【就学前児童／お子さんと同居の状況】

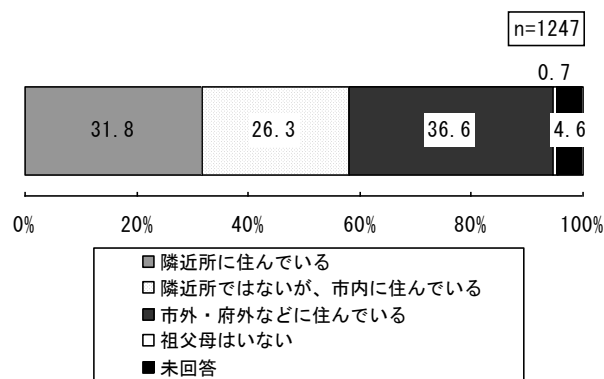
nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



- 祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」31.8%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」26.3%、「市外・府外などに住んでいる」36.6%です。

【就学前児童／祖父母の近居の状況】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)

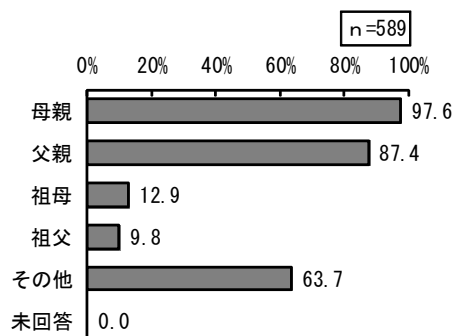


(小学生)

- 小学生のいる世帯で、お子さんと同居の状況は「母親」97.6%、「父親」87.4%、「祖母」12.9%、「祖父」9.8%、「その他」(兄弟姉妹など)63.7%です。

【小学生／お子さんと同居の状況】

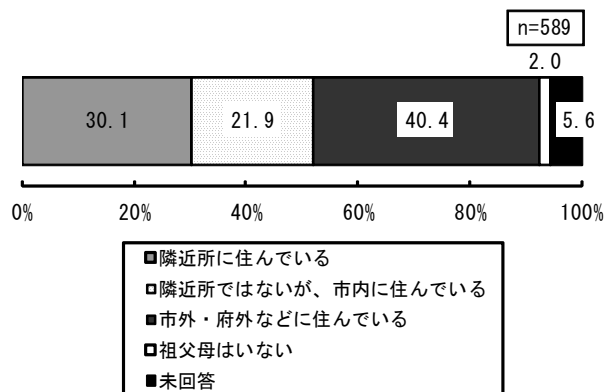
nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



- 祖父母の近居の状況は、「隣近所に住んでいる」30.1%、「隣近所ではないが、市内に住んでいる」21.9%、「市外・府外などに住んでいる」40.4%です。

【小学生／祖父母の近居の状況】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比(小数点第2位以下を四捨五入)



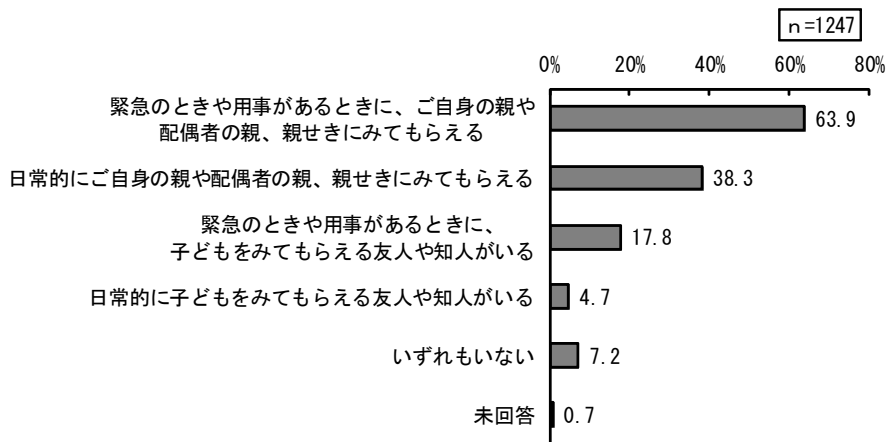
【アンケートでみる「子どもの面倒をみてもらえる状況」】

(就学前児童)

- 就学前児童のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」63.9%が最も多く、「日常にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」38.3%が続きます。

【就学前児童のいる世帯／預かってもらえる人の有無】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第2位以下を四捨五入）

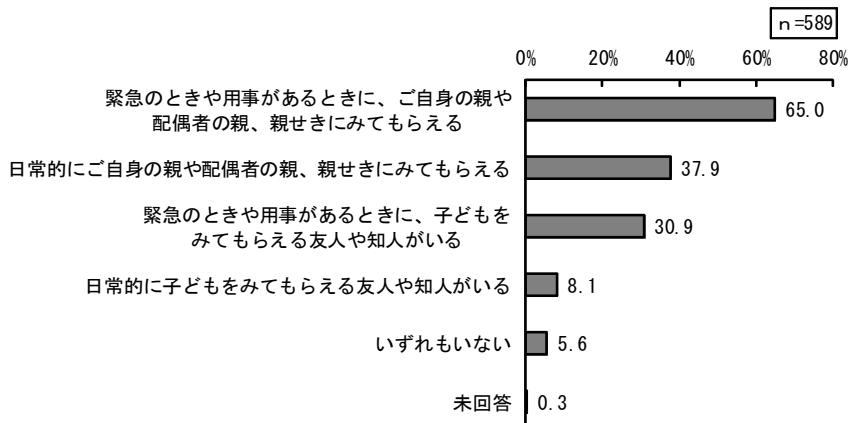


(小学生)

- 小学生のいる世帯で、日頃、お子さんを預かってもらえる人の有無は、「緊急のときや用事があるときに、ご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」65.0%が最も多く、「日常にご自身の親や配偶者の親、親せきにみてもらえる」37.9%が続きます。

【小学生／預かってもらえる人の有無】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第2位以下を四捨五入）



②ひとり親世帯、生活保護世帯

- ひとり親家庭などに支給される児童扶養手当受給資格者数（注³）は、平成 23～26 年で各年 1,564～1,600 人です。
- 受給資格者のうち、約 6 割は全額支給を受けています。全額支給、一部支給、全額停止の人数割合に大きな変化はありません。

【扶養手当受給資格者数】 単位：人

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
児童扶養手当受給資格者数	1,580 (100%)	1,600 (100%)	1,587 (100%)	1,564 (100%)
うち全額支給	942 (60%)	956 (60%)	946 (60%)	912 (58%)
うち一部支給	504 (32%)	512 (32%)	505 (32%)	520 (33%)
うち全額停止	134 (8%)	132 (8%)	136 (8%)	132 (9%)

(こども未来室 各年 3 月 31 日現在)

- 18 歳未満の子どもがいる生活保護受給世帯は、平成 23～26 年で 365～405 世帯あり、受給世帯数は減少傾向にあります。
- 受給資格者のうち、8 割半ばが母子世帯です。両親世帯、母子世帯、父子世帯の割合に大きな変化はありません。

【生活保護受給世帯数】 単位：世帯

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
生活保護受給世帯数	405 (100%)	404 (100%)	390 (100%)	365 (100%)
うち両親世帯数	64 (16%)	42 (10%)	42 (11%)	44 (12%)
うち母子世帯数	333 (82%)	351 (87%)	335 (86%)	310 (85%)
うち父子世帯数	8 (2%)	11 (3%)	13 (3%)	11 (3%)

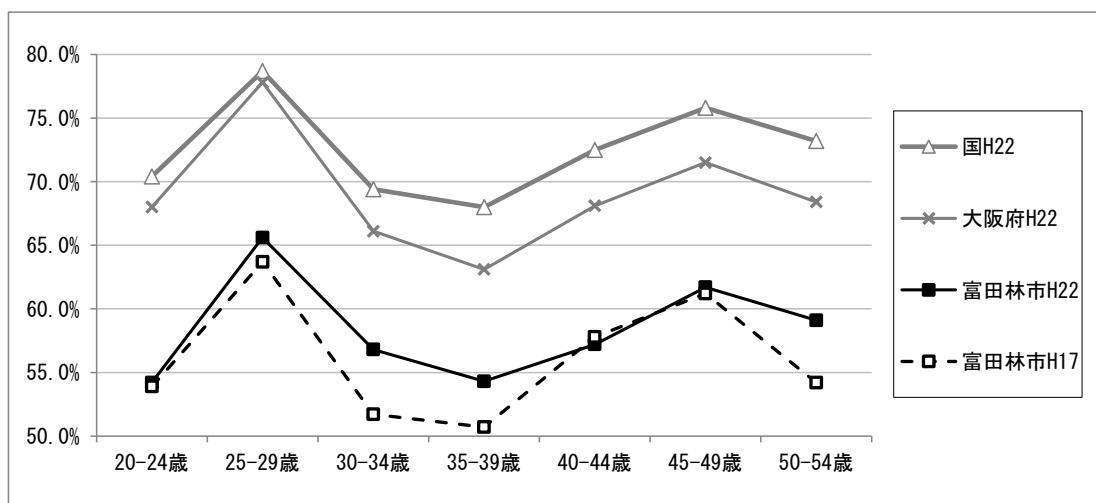
(生活支援課 各年 3 月 31 日現在)

注³ 児童扶養手当とは、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。受給資格者（ひとり親家庭の母や父など）が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により、手当額が異なる。

③子育て家庭の就労状況

- 本市の女性の年齢階層別就業率をみると、25～29歳と45～49歳が高く、その間の30～44歳の年齢層で低下する、いわゆる「M字カーブ」がみられます。
- 平成17年に比べて平成22年の方が30～34歳での就業率は高くなっており、「M字」の窪みが浅くなっています。
- 国及び大阪府と比べると、本市の就業率は全体的に低くなっています。

【女性の年齢階層別就業率】 単位：%



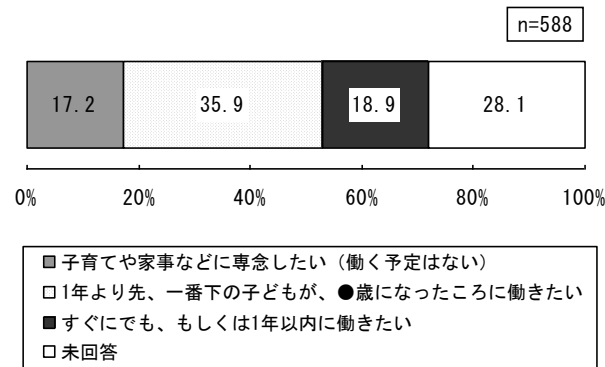
(国勢調査)

【アンケートでみる「母親の就労希望」】

- 就学前児童のいる現在は働いていない母親の就労希望は「1年より先で、子どもが大きくなったら就労したい」35.9%が最も多く、「すぐにでももしくは1年以内に希望」18.9%、「子育てや家事などに専念したい（働く予定はない）」17.2%と続きます。

【就学前児童のいる世帯／働いていない母親の就労希望】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第2位以下を四捨五入）



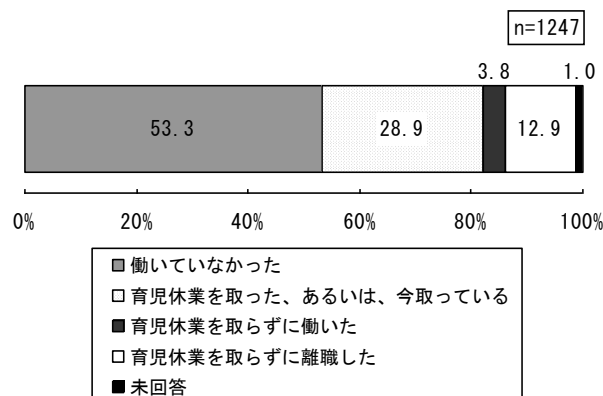
- 上記のうち、「子どもが大きくなったら就労したい」の方の子どもが何歳になった時に就労を希望するかについては、「6歳以上」46.4%が最も多くなっています。

【アンケートでみる「育児休業取得の実態」】

- 就学前児童のいる母親の育児休業について、出生時に「働いていなかった」53.3%が最も多く、「育児休業を取った、あるいは、今取っている」28.9%、「育児休業を取らずに働いた」3.8%、「育児休業を取らずに離職した」12.9%と続きます。

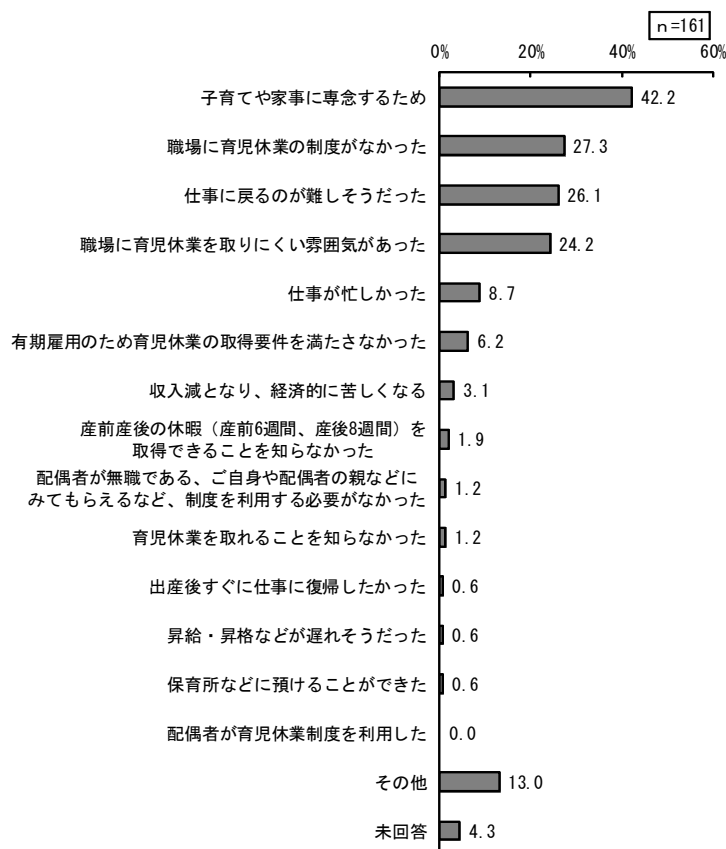
【就学前児童のいる世帯／母親の育児休業働いていない母親の就労希望】

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第2位以下を四捨五入）



- 就学前児童のいる育児休業を取らずに離職した母親の理由は「子育てや家事に専念するため」42.2%、「職場に育児休業の制度がなかった」27.3%、「仕事に戻るのが難しそうだった」26.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」24.2%が多くなっています。

nは回答者数。各項目数値は回答者の構成比（小数点第2位以下を四捨五入）



3 子育て支援に関するサービスなどの利用状況

①教育・保育の利用状況

- 本市の就学前児童は、平成 26 年 4 月現在で 4,952 人です。
- 就学前児童のうち、保育所を利用している子ども（認可外を含む）は約 1,700 人（約 34%）、3 歳から幼稚園を利用している子ども（市内・市外、市立、私立を含む）は約 1,300 人（約 27%）です。
- 年齢で見ると、0 歳児の 1 割半ばと 1～5 歳児の 3 割半ばが保育所を利用しています。幼稚園は 3 歳児の 3 割半ば、4～5 歳児の 6 割前後が利用しています。
- 保育所や幼稚園を利用せずに家庭などで子育てしている人は約 1,900 人（約 39%）です。そのほとんどが 0～2 歳児であり、4～5 歳児になると保育所か幼稚園を利用しています。

【平成 26 年現在の教育・保育の利用状況】単位：人

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
就学前児童（4/1 現在） （A）	708 (100%)	810 (100%)	857 (100%)	862 (100%)	882 (100%)	833 (100%)	4,952 (100%)
保育所（認可外を含む）の利用者 （4/1 現在）（B）	92 (13%)	278 (34%)	329 (38%)	328 (38%)	347 (39%)	314 (38%)	1,688 (34%)
幼稚園の利用者 （市内・市外合計） （5/1 現在）（C）	—	—	—	318 (37%)	511 (58%)	498 (60%)	1,327 (27%)
家庭等で子育てしている人数（上記以外） （A-B-C）	616 (87%)	532 (66%)	528 (62%)	216 (25%)	24 (3%)	21 (2%)	1,937 (39%)

注：幼稚園利用者は学校基本調査（5 月 1 日現在）（こども未来室）

②保育の利用状況

- 平成 26 年 4 月現在、市立保育所 6 か所、民間保育所（認可）8 か所、認可外保育所 2 か所が設置されています。近年の利用状況は次のとおりです。

【保育所の利用者数】単位：人

		H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H26 年定員	H26 年充足率
認可保育所 (各年 3 月 31 日現在)	0 歳	204	200	187	204	186	180	103.3%
	1 歳	238	275	277	270	285	247	115.4%
	2 歳	321	286	309	317	312	285	109.5%
	3 歳	321	346	334	327	349	309	112.9%
	4 歳	337	314	344	337	318	284	112.0%
	5 歳	322	340	317	348	337	289	116.6%
	計	1,743	1,761	1,768	1,803	1,787	1,594	112.1%
認可外 保育所 (各年 1 月 31 日現在・4 歳 以上定員に は学童を含 む)	0 歳	4	2	1	1	6	25	—
	1 歳	9	5	6	6	8		—
	2 歳	5	8	5	5	5	40	—
	3 歳	4	6	6	5	1		—
	4 歳以上	8	5	1	1	4	20	—
	計	30	26	19	18	24	85	—

(こども未来室)

- 待機児童数（注⁴）は年度によって増減しますが、本市の平成 22～26 年の待機児童数をみると、0 歳児が比較的多くなっています。また、近年では、1～2 歳児の待機児童数の増加傾向がみられます。

【待機児童数】単位：人

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
0 歳	20	28	36	49	23
1 歳	5	11	23	20	30
2 歳	4	7	7	23	9
3 歳以上	1	0	3	4	6

(こども未来室 各年 3 月 31 日現在)

注⁴ この「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、実際には入所していない児童の数。現在（平成 14 年以降）は、入所していない児童の数から、近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず保護者の都合で入所しない者等を除いた児童数が待機児童数として公表されている。

③幼稚園の利用状況

- 本市では、平成 26 年 4 月現在、市立幼稚園 11 園、私立幼稚園 6 園が設置されています。近年の幼稚園の園児数（私立には市外からの通園者も含む）は次のとおりです。
- 少子化も影響し、市立、私立ともに、利用者数は年々減少しています。このほか、市外の幼稚園利用者が毎年 90 人前後みられます。
- 私立幼稚園の一部では、希望者に対して預かり保育を実施しています。

【幼稚園の利用者数】単位：人

		H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H26 年定員	H26 年充足率
市立	3 歳	—	—	—	—	—	—	/	/
	4 歳	296	266	248	244	199	188		
	5 歳	325	312	267	261	254	213		
	計	621	578	515	505	453	401		
私立	3 歳	386	336	413	363	383	397	/	/
	4 歳	413	439	350	424	367	416		
	5 歳	399	402	440	352	416	367		
	計	1,198	1,177	1,203	1,139	1,166	1,180		
合計		1,819	1,755	1,718	1,644	1,619	1,581	4,030	39.2%
市外の幼稚園	3 歳(※)	30	28	29	31	31	34	/	/
	4 歳	25	38	23	29	31	31		
	5 歳	20	29	40	22	32	33		
	計	75	95	92	82	94	98		

※満 3 歳児含む

(教育委員会教育指導室 各年 5 月 1 日現在)

④子育て支援事業の利用状況

- 本市では、家庭での子育てを支援するため、一時預かりをはじめ、病気回復期の乳幼児を預かる病後時保育、親子で参加する「つどいの広場」などを実施しています。近年の利用状況は次のとおりです。

【子育て支援事業の利用状況】単位：人、か所

事業名	単位	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
①一時保育	延べ利用者数	3,195	4,291	4,575	4,657	4,751
②休日保育	延べ利用者数	170	259	127	342	533
③病後児保育	延べ利用者数	94	93	91	81	105
④特定保育	延べ利用者数	27	27	42	48	28
⑤短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	延べ利用者数	210	95	117	107	191
⑥夜間養護 (トワイライトステイ)	延べ利用者数	0	0	0	0	0
⑦地域子育て支援センター 事業	延べ利用者数 (子どものみ)	6,063	7,669	7,320	6,533	5,882
⑧富田林市ファミリー・ サポート・センター	会員登録数	387	379	361	341	335
	利用者数	1,128	931	527	574	506
⑨つどいの広場	延べ利用者数 (子どものみ)	12,899	14,654	15,415	18,286	16,524
⑩富田林市マイ保育園制度/ 保育士による全戸訪問事業	延べ訪問家庭数	—	—	—	3,101	3,283
⑪ひとり親家庭の自立支援 訓練給付金 訓練促進費	補助件数	6	4	2	4	6
	支給件数	18	17	15	13	11
⑫チューリップ教室 (親子教室)	延べ利用者数	1,342	1,365	1,337	1,349	1,609
⑬母子生活支援施設への入所	入所世帯数	4	3	1	2	1
⑭助産施設への入所	入所者数	33	34	36	36	34
⑮とんだばやしメール	登録者数 (子育て関係)	789	928	1,050	1,009	2,107

(こども未来室)

⑤子育ての経済的負担の軽減

○ 平成 26 年現在、本市で実施している助成等の制度は次のとおりです。

【助成等の状況】

名 称	対 象	H25 年度実績
子ども医療費助成事業	0 歳～中学 3 年生までの入院・通院の医療費の一部を助成（26 年 10 月から）	132,378 件 162,479 人
ひとり親家庭医療費助成事業	18 歳までの子どもとひとり親または養育者の医療費の一部を助成	32,267 件 36,036 人
児童手当（国）	中学校修了までの児童を対象に支給	支給人数 14,037 人
児童扶養手当（国）	父親または母親がいない世帯、父親または母親が重度の障がいの世帯で、18 歳までの児童の父親または母親または養育者が受給	支給人数 1,471 人
特別児童扶養手当（国）	20 歳未満で、精神または身体に重度・中度の障がいをもつ児童の父母または養育者が受給	242 人
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者に対し、出産育児一時金の支給	143 件
①就園奨励費 ②富田林市私立幼稚園園児補助金	幼稚園の就園奨励費の支給や私立幼稚園園児補助金を支給	①780 人 ②546 人
就学援助費	学校で必要な学用品費・給食費・修学旅行費など諸経費の一部を所得に応じて援助	2,763 人
障がい者（児）給付金	障がい者（児）を激励し、その福祉の増進に寄与するため給付金を支給	（障がい者・児合計） 重度 2,065 人 中度 2,155 人 軽度 724 人
障がい児福祉手当	身体、知的または精神に著しく重度で継続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の 20 歳未満に支給	70 人
重度障がい者タクシー料金補助	在宅の重度障がい者（児）に対しタクシー料金の一部を補助	児童 40 人 14,282 回
住宅改造補助事業	在宅の重度障がい者（児）または在宅の重度知的障がい者（児）に対し、住宅改造に係る経費の一部を助成	3 人（内：児童 0 人）
大阪府重度障がい者介護手当	重度の身体障がいと重度の知的障がいを併せ持つ在宅の障がい児（者）の介護者に介護手当を支給	24 人（障がい者・児合計）
難病患者に見舞金の支給	難病患者を激励し、その福祉の増進を図るための見舞金を支給	特定疾患 666 人 小児慢性特定疾患 97 人 @5,000 円
在宅障がい者への通所交通費助成	障がい者通所授産施設に通所している在宅の心身障がい者に対し、通所に要する交通費の一部を補助	40 人（障がい者）
大阪府障がい者扶養共済制度	障がい者を扶養している保護者が死亡または重度障がい者となった場合、障がい者に終身一定額の年金を支給	42 人（障がい者・児合計）
母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金	職業能力の開発のための講座受講料の補助	6 人
母子・父子家庭高等技能訓練促進費	資格取得のために養成機関で受講する場合に支給	促進費 11 人 一時金 5 人
母子寡婦福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金の貸付の受付	3 件

注：名称・対象は平成 26 年度の内容です。（こども未来室）

⑥小学校児童数、学童クラブの状況

- 平成 26 年現在、市立小学校 16 校、市立中学校 8 校があります。このほか、市内に私立小学校 1 校、私立中学校 2 校があります。

【小・中学校児童数】単位：人

	学年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年
小学校	1 年	943	945	926	868	900
	2 年	1,106	951	959	923	873
	3 年	1,090	1,111	960	955	937
	4 年	1,180	1,090	1,109	950	961
	5 年	1,276	1,189	1,090	1,115	954
	6 年	1,266	1,273	1,190	1,088	1,124
	計	6,861	6,559	6,234	5,899	5,749
中学校	1 年	1,211	1,177	1,192	1,099	1,014
	2 年	1,232	1,208	1,185	1,188	1,098
	3 年	1,208	1,236	1,208	1,187	1,196
	計	3,651	3,621	3,585	3,474	3,308

(教育委員会教育指導室 各年 5 月 1 日現在)

- 本市では、放課後の児童健全育成を図るため、学童クラブを市立 16 小学校（全校）で実施しています。開設時間は次のとおりです。

利用者	市内に在住する小学生で、保護者が就労等により昼間家庭にいない状態が月 15 日以上あり、かつ、その状態が継続する見込がある児童を対象に全小学校で実施。
平日の開設時間	月曜日～金曜日。児童の下校時から午後 7 時。
土曜の開設時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時。
長期休業期間の開設時間	学校の長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）の開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 7 時。

- 学童クラブの平成 26 年 6 月現在の利用状況は次のとおりです。（次ページ）
- 各クラブによって利用状況も様々ですが、全体の登録率をみると、1 年生が最も多く、学年が上がるのに伴い登録率は下がります。

【学童クラブの利用状況】単位：人

		1年	2年	3年	4年	5年	6年
喜志学童クラブ	登録者数	34	26	19	11	2	4
	登録率	44.2%	30.2%	24.7%	14.1%	2.7%	4.4%
新堂学童クラブ	登録者数	23	22	11	11	4	0
	登録率	31.1%	27.8%	14.5%	11.2%	6.0%	0.0%
富田林学童クラブ	登録者数	13	8	28	5	11	2
	登録率	26.5%	18.6%	46.7%	8.8%	22.9%	31.3%
川西学童クラブ	登録者数	17	19	18	7	7	0
	登録率	29.3%	32.8%	23.7%	10.1%	8.0%	0.0%
錦郡学童クラブ	登録者数	11	20	12	8	3	2
	登録率	22.9%	41.7%	19.4%	17.0%	5.6%	3.0%
彼方学童クラブ	登録者数	3	8	4	4	0	1
	登録率	7.7%	22.9%	8.5%	8.0%	0.0%	1.4%
大伴学童クラブ	登録者数	20	22	9	2	1	1
	登録率	33.3%	25.3%	11.7%	2.6%	1.2%	1.0%
東条学童クラブ	登録者数	7	4	8	4	3	1
	登録率	26.9%	28.6%	42.1%	14.8%	10.7%	6.7%
高辺台学童クラブ	登録者数	14	11	6	6	0	0
	登録率	53.8%	39.3%	27.3%	15.8%	0.0%	0.0%
久野喜台学童クラブ	登録者数	25	25	12	10	9	2
	登録率	42.4%	51.0%	26.1%	18.2%	19.1%	2.9%
寺池台学童クラブ	登録者数	37	20	22	1	6	1
	登録率	43.0%	23.8%	30.1%	1.4%	8.6%	1.0%
伏山台学童クラブ	登録者数	9	12	15	8	4	6
	登録率	17.3%	21.4%	23.8%	20.0%	7.8%	16.2%
喜志西学童クラブ	登録者数	14	20	14	6	8	3
	登録率	27.5%	35.1%	38.9%	10.3%	15.1%	6.1%
藤沢台学童クラブ	登録者数	24	15	14	7	7	0
	登録率	32.0%	30.6%	19.2%	9.6%	8.8%	0.0%
小金台学童クラブ	登録者数	15	16	17	11	6	3
	登録率	18.5%	21.6%	19.5%	12.2%	6.7%	2.7%
向陽台学童クラブ	登録者数	12	11	6	2	3	1
	登録率	30.8%	42.3%	14.0%	6.7%	6.5%	2.0%
合計	登録者数	278	259	215	103	74	27
	登録率	30.9%	29.7%	22.9%	10.7%	7.8%	2.4%

(こども未来室 平成26年6月現在)

第3章 子ども・子育て支援事業計画

1 子どもの育ちと子育て支援の基本理念

- 本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

- これまでの次世代後期計画においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合いながら、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。
- こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。
- このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層、進めることで、人々がいきいきと輝き、心がふれあい、あかるい未来が見えるまちを目指す本市独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

2 教育・保育提供区域の設定

①教育・保育提供区域の定義

- 教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です。(子ども・子育て支援法第61条第2項)
- 教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。
- 教育・保育提供区域は、本市において、地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する(最適な需給バランスを図る)ための基礎的な範囲になります。なお、運用にあたり、次の事項が定められています。

- 1 教育・保育提供区域は、教育・保育事業に共通の区域設定が基本。

ただし、施設状況や利用実態に応じて、「子どもの認定区分ごとの設定」「地域子ども・子育て支援事業ごと(13事業のうち、11事業)の設定」も可能。

- 2 教育・保育提供区域は、教育・保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となる。

各提供区域の中で供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則、認可しなければならない(※)。



※①社会福祉法人、学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識や経験に関する要件を満たすことを求める。②その上で、欠格事由に該当する場合や、供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

- 3 施設や事業の利用は、提供区域内での利用が原則。

ただし、区域外の施設・事業の利用も可能。

②教育・保育提供区域の設定

- 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業（区域設定の必要な11事業）の提供区域を、次のとおり設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市全域	<p>区域数が多い（区域が狭い）場合は、市全体の需要に対して、サービス提供や施設整備の面において、柔軟な対応が取りにくくなる場合があります。また、区域外のサービスを受ける際に煩雑な手続きが必要になる場合もあります。</p> <p>一方、区域数が少ない（区域が広い）場合は、サービスの種類によっては、利用者からみた利便性にやや欠ける面がありますが、市全域の中から多様なサービスが選択できることとなります。</p> <p>本市は、それほど広くない市域のため、市全域を一つの区域とすることが、市全体のニーズに対応できるため、「市全域」とします。</p>
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0～2歳）		

地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
① 利用者支援に関する事業	市内全域	市内全域とする。
② 地域子育て支援拠点事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
③ 妊婦健康診査事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
④ 乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん）	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑤ 養育支援訪問事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑥ 子育て短期支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑦ 子育て援助活動支援事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑧ 一時預かり事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑨ 時間外保育事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑩ 病児・病後児保育事業	市内全域	現状どおり、市内全域とする。
⑪ 放課後児童健全育成事業 （学童クラブ）	小学校区	現状どおり、各小学校を区域とする。

3 教育・保育ニーズ量の見込みと提供体制・提供量

①教育・保育施設ニーズ

[1] 教育・保育ニーズ量（1～3号認定）の見込み

- 計画期間の児童数の見通しをベースに、ニーズ量の見込みを算出します。
- 1号認定、2号認定および3号認定のうち1～2歳については、国ワークシート（以下「国WS」と表記する）に基づき算出しました。

[1号認定、2号認定、3号認定（1～2歳）の量の見込み]

1号認定	国WS方式。 【家族タイプC'、D、E'、Fの児童数】×利用意向率（幼稚園等希望割合）＋【家族タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（幼稚園希望割合）
2号認定、 3号認定 (1～2歳)	国WS方式。 【家族タイプA、B、C、Eの児童数】×利用意向率（保育所等希望割合）

（参考）家族タイプ（国WSで各事業の量の見込みを算出する際に用いる区分）

国WSでは量の見込みを算出するにあたり、ニーズ調査の回答から8つの潜在的な家庭類型（家族タイプ）に区分しました。概要は次のとおりです。

家族タイプ	親の就労希望等
①タイプA	ひとり親家庭
②タイプB	フルタイム×フルタイム
③タイプC	フルタイム×パートタイム (パートタイム就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
④タイプC'	フルタイム×パートタイム (パートタイム就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
⑤タイプD	専業主婦（夫）
⑥タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部)
⑦タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：どちらかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部)
⑧タイプF	無業×無業

[3号認定（0歳）の独自推計方法]

- 3号認定のうち0歳については、国WSで試算したところ、市全体で300人を超えるニーズ量となり、実績に比べて極端に多い推計（100人～150人超過）となります。
- 近年（平成22～26年）の待機児童は、最も多い毎年3月時点で20～49人であり、0歳児全数の2.5～6.4%が待機児童出現率となります。

	3/1 現在0歳児 の入所児童数 (A)	0歳児の待機 児童数 (B)※	潜在入所者 (A+B=C)	3/1 現在の 0歳児人口 (D)	潜在率 (C/D)	0歳児の待機 児童出現率 (B/D)
H22年	207人	20人	227人	810人	28.0%	2.5%
H23年	202人	28人	230人	809人	28.4%	3.5%
H24年	191人	36人	227人	822人	27.6%	4.4%
H25年	207人	49人	256人	763人	33.6%	6.4%
H26年	186人	23人	209人	708人	29.5%	3.2%

※表中で用いる「待機児童数」は、認可保育所への入所を申し込んでおり入所要件に該当しているが、実際には入所していない児童の数。現在（平成14年以降）は、入所していない児童の数から、近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず保護者の都合で入所しない者等を除いた児童数が待機児童数として公表されています。

- また、ニーズ調査から、0歳児の保育所未利用者（180人）のうち、「施設に空きがなかった」及び「子どもが1歳未満で利用しようと考えている」と回答した割合は6.1%（11人）であり、調査結果（H25）と実際の待機児童出現率（H25の6.4%）は概ね合致しています。
- 国WSの見込みが極端に多くなった理由としては、0歳児の保護者が「保育所利用を希望」と回答した場合、例え3歳からの利用希望であっても、0歳児保育ニーズに計上されるためと考えられます。
- 仮に国WSのニーズ量を採用し、それを充足する提供量を確保したものの、実際の利用者が想定を下回り、供給過剰に陥る事態も懸念されます。そのため、この部分のニーズ量は実績等から独自方法で推計します。
- 過去5年間（平成22～26年）の0歳児人口に占める潜在入所者の割合（潜在率）を算出し、平成27年度から少しずつ潜在率が高まる（毎年0.5%）として算出しました。

年度	実績					見込み				
	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳児人口	810人	809人	822人	763人	708人	719人	698人	671人	647人	624人
保育潜在率	28.0%	28.4%	27.6%	33.6%	29.5%	30.5%	31.0%	31.5%	32.0%	32.5%
保育ニーズ	227人	230人	227人	256人	209人	220人	217人	211人	207人	203人
国WS	—	—	—	—	—	363人	353人	339人	327人	315人

- 以上により推計した教育・保育（1～3号認定）のニーズ量見込みは、下表のとおりです。
- なお、1号認定の子どもが利用する「幼稚園」を希望し、かつ、2号認定の条件を満たしている（保育の必要性の認定）場合は、2号認定を受けずに、1号認定を受けて幼稚園を利用することが原則とされることから、ここでは1号認定として取り扱います。

認定区分		1号認定			2号認定	3号認定	
		合計 (幼稚園等)	3歳以上 教育希望	3歳以上 教育希望かつ 保育必要	3歳以上保育 必要 (保育所等)	1～2歳 保育必要 (保育所 等)	0歳 保育必要 (保育所 等)
実績	H22年	1,490人	—	—	997人	563人	198人
	H23年	1,424人	—	—	1,011人	587人	189人
	H24年	1,363人	—	—	1,017人	590人	202人
	H25年	1,367人	—	—	1,006人	602人	186人
	H26年	1,327人	—	—	—	—	—
見込み	H27年	1,407人	862人	545人	1,078人	672人	220人
	H28年	1,381人	846人	535人	1,058人	650人	217人
	H29年	1,326人	812人	514人	1,016人	645人	211人
	H30年	1,275人	781人	494人	977人	640人	207人
	H31年	1,234人	756人	478人	946人	599人	203人

（実績は、幼稚園／学校統計（各年5/1）。市内私立幼稚園在園児童数－市外在住の通園者数＋市内在住の市外園への通園者数、（市立、私立合計）。認可保育所入所児童数（各年3/1））

[2] 教育・保育ニーズ（1～3号認定）に対するサービスの提供量と提供体制

- 1～3号の認定区分別のサービス提供体制は、下記のとおりとされています。なお、本市では、認定こども園、特定地域型保育事業を実施している事業者はありません。

		1号認定	2号認定	3号認定
対象となる子ども		3歳以上		0歳、1～2歳
		教育を希望または、教育を希望し、かつ保育が必要		保育が必要
提供体制	特定教育・保育施設	幼稚園、認定こども園		保育所、認定こども園
	特定地域型保育事業	—	※	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※2号認定の特定地域型保育事業の利用は、特定教育・保育施設の利用ができない場合に可能

- サービスの提供量は、平成 25 年度におけるサービス利用者（幼稚園、保育所等の入所者数など）の実績値を下回ることはないことを基本とし、これに平成 26 年度新規施設（保育所）整備分を加えて見込みます。
- 幼稚園は、学校統計（平成 25 年 5 月 1 日現在）による在所人数を採用し、保育所は入所者数が最大となる平成 26 年 3 月 1 日現在の実績に、平成 26 年度中に開園を予定している保育所の定員を加えた数としています。また、その他に認可外保育施設の事業報告（平成 26 年 2 月 20 日現在）から、事業所内保育施設を除く 2 施設を実績値として加えています。
- なお、本市において、家庭的保育、小規模保育施設、居宅訪問型保育等を行う事業者が現在は存在しないことから、特定地域型保育事業については計上していません。

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定			
		3歳以上 (幼稚園利用)	3歳以上 (保育所等利用)	1～2歳 (保育所等利用)	0歳 (保育所等利用)		
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所	1,367人	1,066人	635人	195人		
	内新規整備分	定員 4,030人	定員 1,594人				
特定地域型 保育事業	小規模保育、家 庭的保育等	—	0人	0人	0人		
認可外保育施設		—	5人	13人	6人		
サービス提供量合計		1,367人	1,071人	648人	201人		
ニーズ見込み	H27年	1,407人	1,078人	672人	43.0%※	220人	30.5%※
	H28年	1,381人	1,058人	650人	43.0%※	217人	31.0%※
	H29年	1,326人	1,016人	645人	43.1%※	211人	31.5%※
	H30年	1,275人	977人	640人	44.3%※	207人	32.0%※
	H31年	1,234人	946人	599人	43.1%※	203人	32.5%※

※保育利用率：子ども・子育て支援法では、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定の利用定員数の割合の目標値として、保育利用率の設定が定められています。

- 表のとおり、サービス提供量とニーズ見込みを比較すると、平成 27 年度には施設利用ができない待機児童が 2 号と 3 号では 50 人程度発生することが予想されます。
- 1 号認定と 3 号認定のうち 1～2 歳児については平成 29 年に、2 号認定で平成 28 年に、それぞれサービス提供量がニーズ見込みを上回ります。
- また、3 号認定のうち 0 歳児については、計画期間中に提供量がニーズ見込みを上回ることはないものの徐々に減少する見込みです。

- 3号認定0歳児のみの提供体制を確保することが難しいこと(将来の事業継続性が不明瞭)や、将来も人口減少が収まらないことが予測される中では、当面は、保育所の弾力的受け入れの継続や、幼稚園の預かり保育の推進を行いながら、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることが望ましいと考えます。
- また、特定地域型保育事業については、既存の認可外保育施設から移行する場合や、保育等が困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業を除き、必要性は低いものと思われます。

②本市の地域型保育事業認可に係る需給調整の考え方

- 本市では、特定教育・保育施設の利用定員の総数が必要利用定員総数に達しており、今後5年間におけるニーズ量と現実的な供給体制の比較でも、年齢により予想年度は異なるものの、計画期間内に提供量がニーズ見込みと同じ程度か、提供量がニーズ見込みを上回る予測となっています。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)では、認可に関する需給調整について、利用定員総数(供給量)と必要利用定員総数(ニーズ量)との比較により可否を判断することとなっていますが、将来の人口予測も踏まえて考えると、当面は、保育所の弾力的受け入れの継続や、幼稚園の預かり保育の推進により、現状の提供体制を維持しつつニーズに応えることが可能であると考えられます。
- そのため、地域型保育事業にかかる認可需給調整についても、慎重な判断が求められます。ただし、既存の認可外保育施設からの移行や、保育等が困難な家庭を対象とした居宅訪問型保育事業について、市が条例で定める基準に適合する場合については、協議のうえでこれを認めるものとします。

4 教育・保育の一体的提供及び円滑な利用の促進

①教育・保育の一体的提供の推進

ア 認定こども園の普及に係る基本的考え方

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、特に幼保連携型認定こども園については、新たな制度で、学校および児童福祉施設として一つの認可の仕組みとされました。
- しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律的な認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。
- そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設ならびに運営事業者の意向を尊重することとします。
- また、市立幼稚園については、現在満4歳以上の受け入れであることから、今後の提供体制やニーズ見込み、児童数の推移を見極めながら、教育・保育の一体的な提供を念頭に置いて検討することとします。

イ 幼稚園教諭と保育所保育士の合同研修に対する支援

- 現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとに開催されています。また、市立幼稚園と市立保育所の職員相互、市立保育所職員研修への民間保育所職員の参加など、研修での連携は進みつつあります。
- 勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭と保育所保育士との合同研修には難しい側面もありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

ウ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策（より良い事業の提供に係る基本的考え方と推進方策）

- 特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）により、質の高い教育・保育サービスを提供します。

- また、特定地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業等）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することとします。
- 地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担います。

エ 教育・保育施設と地域型保育事業との連携

- 認可された地域型保育事業者に対し、すべての教育・保育施設が参加する子育て支援関係機関ネットワークへの参加を呼びかけます。その中で情報の共有をはじめ、必要に応じた連携を進めます。

オ 幼稚園及び保育所と小学校等との連携

- 本市では独自に中学校区毎に地域教育協議会を核とした関係者同士の連携を図っていることから、今後も、幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

②産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、教育や子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。
- 育児休業満了時（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めます。
- 特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。

③幼児期の学校教育・保育の質の確保

- 市立保育所では定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行っています。民間保育所では各法人の理念に基づいてより良い保育サービスに努めています。
- 市では民間保育所への年1回の監査を行っています。また、各保育所では、第三者の苦情処理委員会を設置しています。
- 幼稚園では、教育の「質」を確保するため、年間2回程度の公私立幼稚園連絡協議会を開催し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行っています。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・施設及び地域型保育事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。
- 認可外保育所の質の向上地域子育て支援事業の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換に努めます。

5 地域子ども子育て支援事業のニーズ量の見込みと提供体制・提供量

①利用者支援事業

- 子どもやその保護者からの相談に応じ、必要とされる情報の提供や助言等を行う事業で平成 27 年度から新規で実施される予定の事業です。
- 現在、具体的な事業内容やサービス提供体制が未定のため、当面の設置か所数は 1 か所で見込むものとします。

②地域子育て支援拠点事業

【地域子育て支援拠点事業のニーズ量の見込み】

- 地域子育て支援拠点事業には、つどいの広場事業、子育て支援センター事業が含まれますが、いずれも、子育て中の親子に対する支援、情報提供などを行う事業です。
- 国 WS による見込みは、毎月 8,000～9,000 人日と、実績に比べて極端に多い推計となりますが、この算出結果には、ニーズ調査 Q27 と Q28 で「地域子育て支援拠点事業を利用中か新たに利用したい」の回答を基礎にしており、この中には現在保育所を利用中の回答者（本事業の対象外と推定される家庭）も多く含まれています。
- 現在、本市には拠点「ひろば」6 か所、出張「ひろば」1 か所、保育所に併設される子育て支援センター2 か所が事業を行っていますが、ニーズ見込みは、これらの事業実績との整合を踏まえる必要があることから、独自に推計することとします。

【地域子育て支援拠点事業の独自推計方法】

- 基本的には国 WS の見込み量を用いますが、本事業の対象外家庭が一定数含まれると推定できることから、真に事業の対象者となる可能性の高い人数を、補正係数を用いて補正することとします。
- 補正係数は、事業を「利用中、または新たに利用したい」人（440 人）のうち、現在、保育所を利用している人を除いた人数（105 人）の割合（23.9%）を用い、国 WS の【家族タイプすべて】×利用意向率×利用希望日数に乗じた数値とします。

		利用者（児童数）	ニーズ量の見込み	（参考）国 WS
実績	H22 年	1,860 人日／月	—	—
	H23 年	1,895 人日／月	—	—
	H24 年	2,068 人日／月	—	—
	H25 年	1,869 人日／月	—	—
	H26 年	—	—	—
ニーズ見込み	H27 年		2,198 人日／月	9,198 人日／月
	H28 年		2,129 人日／月	8,908 人日／月
	H29 年		2,091 人日／月	8,750 人日／月
	H30 年		2,018 人日／月	8,444 人日／月
	H31 年		1,943 人日／月	8,129 人日／月

【地域子育て支援拠点事業に対するサービスの提供量と提供体制】

- 地域子育て支援拠点事業のニーズ量は、これまでの実績に比べてやや増加するものの、新たに拠点を整備する必要性は低いと考えられます。
- 今後は、事業内容の充実について、事業主体との協議が重要になります。

③妊婦健康診査事業

【妊婦健康診査事業のニーズ量の見込み】

- 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業で、ニーズ見込みは、各年度の0歳児数とします。
- また、1人に対し14回の助成が基本のため、のべ人数は、人数×14回となるべきですが、実際には妊娠届の遅れや早産等の理由により全14回を受けられないケースもあることから、各年度の受診者数×1人あたり12回（実績平均）と見込みます。

実 績			ニーズ見込み		
H22年	841人	(10,298人)	H27年	719人	(8,628人)
H23年	797人	(10,543人)	H28年	698人	(8,376人)
H24年	779人	(9,841人)	H29年	671人	(8,052人)
H25年	760人	(9,192人)	H30年	647人	(7,764人)
H26年	—	—	H31年	624人	(7,488人)

() 内は年間延べ人数

【提供量と提供体制】

- 本市発行の受診券（14回分）を母子健康手帳の交付時に配布しています。受診券を指定医療機関および助産所に提示することで、健診費用が助成されます。また、里帰り出産などによって、大阪府以外で受診される場合は、申請により健診費用の一部を助成します。

④乳児家庭全戸訪問事業

【乳児家庭全戸訪問事業のニーズ量の見込み】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や助産師などが訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。
- 事業の性質上、各年度の0歳児数が訪問数と見込まれます。

実 績		ニーズ見込み	
H22年	762人	H27年	719人
H23年	787人	H28年	698人
H24年	755人	H29年	671人
H25年	680人	H30年	647人
H26年	—	H31年	624人

【提供量と提供体制】

- 本市では、これまでからこんにちは赤ちゃん訪問事業などの事業名で実施していますが、現在、保健センター（健康づくり推進課）により対応できていることから、現行体制で対応できるものと考えられます。

⑤養育支援訪問事業

【養育支援訪問事業のニーズ量の見込み】

- 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。
- 事業の性質上、あらかじめニーズ量を見込むことは現実的ではありませんが、本市の事業実績から最も多いニーズ量で見込みます。

実 績		ニーズ見込み	
H22 年	11 人	H27 年	12 人
H23 年	12 人	H28 年	12 人
H24 年	8 人	H29 年	12 人
H25 年	6 人	H30 年	12 人
H26 年	—	H31 年	12 人

【提供量と提供体制】

- 大阪府が開催した子ども家庭サポーター養成研修の受講者を中心に、保育士、看護師等の資格を有する子育て経験者などを支援員として委嘱し、活動していただいています。個々のニーズに応えられるよう多様な人材の確保に努めます。

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

【子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ量の見込み】

- 子育て短期支援事業（ショートステイ）は、一時的に保育が困難な家庭を対象に、児童養護施設などで宿泊を伴う養育・保護を行う事業をいいます。
- 国 WS ではニーズ量が 0 人日（該当設問への回答が全くない）でしたが、ニーズ調査 Q26 で「子どもに留守番をさせた」というケース（1 人）や、Q8 で両親就労かつ面倒をみてもらう人がいないケース（2.2%）がみられるなど、ニーズとなり得る家庭の存在がうかがえます。また、これまで毎年利用実績があることから独自に推計することとします。

【子育て短期支援事業の独自推計方法】

- 平成 22～25 年度の利用実績を、利用延べ日数／就学前児童数で算出し、今後の事業周知や利用意向の高まりを考慮して、その最大値（3.7%）を利用係数として採用しました。
- 各年度の児童数の見通しに利用係数を乗じた人数を、子育て短期支援事業利用者見込みとします。

		0～5 歳児童数	ショートステイ利用者 (ニーズ量の見込み)	利用係数
実績	H22 年	5,310 人	95 人回／年	1.8%
	H23 年	5,187 人	117 人回／年	2.3%
	H24 年	5,179 人	107 人回／年	2.1%
	H25 年	5,122 人	191 人回／年	3.7%
	H26 年	4,952 人	—	—
ニーズ見込み	H27 年	4,913 人	183 人回／年	3.7%
	H28 年	4,792 人	179 人回／年	3.7%
	H29 年	4,652 人	173 人回／年	3.7%
	H30 年	4,480 人	167 人回／年	3.7%
	H31 年	4,326 人	161 人回／年	3.7%

【子育て短期支援事業（ショートステイ）に対するサービスの提供量と提供体制】

- 子育て短期支援事業は、現在、実施施設が富田林市内に無く、近隣市町の施設利用となっています。
- 事業の性質上、家庭単位での利用となる傾向があり、利用が数日以上に及ぶことがあることで、年による実績にばらつきが見られます。
- 今後の社会情勢により利用動向の変化もありますが、利用者が大きく増加することは予想しにくく、現状のサービス提供体制で対応が可能と考えます。

⑦一時預かり事業

【一時預かり事業のニーズ量の見込み】

- 一時預かり事業は、保育所その他の場所において、子どもを不定期かつ一時的に預かる事業で、幼稚園の在園児を対象とした預かり保育事業、保育所の一時保育事業のほか、ファミリー・サポート・センター事業の一部、トワイライトステイ事業などが相当します。
- 国 WS の見込み量は、不定期の利用希望がすべて計上されているため、幼稚園や保育所に入所し、かつ不定期事業を利用するような意向や、費用負担や親族の預かりなどによって実際には利用しないケースも多く含まれていると考えられます。
- また、両親がフルタイムで就労しながら幼稚園を利用する場合は、フルタイムの年間就労日数が計上されるため、実際の利用希望以上に多くなると考えられます。
- 本市の実績をみると、幼稚園の預かり保育は年間約 40,000 人日の利用があり、保育所の一時保育事業、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の利用、トワイライトステイ事業の利用者の合計で、年間約 5,000 人日の利用があります。
- 以上の点や、新制度になって急激に利用ニーズが変化することは想定し難いことから、見込み量については、これまでの実績をベースに、一部国 WS のデータも用いながら、独自の設定を行います。

【一時預かり事業の独自推計方法】

- 幼稚園在園児については、平成 24～25 年の実績を用いて、各年度の在園児数の見通しに在園児一人あたり平均利用日数 29.6 日(年間利用日数÷在園児数)を乗じて算出します。
- それ以外は、保護者の利用意向を反映した国 WS の見込み量(【全家族タイプ】×利用意向率×利用希望日数)に、補正係数としてニーズ調査 Q25 の一時預かり希望者 492 人のうち、現在の幼稚園在園児 162 人を除いた人数の割合(67.1%)を乗じたものとします。

		幼稚園在園児（ニーズ量の見込み）			（参考）国 WS
		合計	（1号認定）	（2号相当）	合計
実績	H22年	—	—	—	—
	H23年	—	—	—	—
	H24年	41,109 人日／年	—	—	—
	H25年	39,692 人日／年	—	—	—
	H26年	—	—	—	—
ニーズ見込み	H27年	41,645 人日／年	25,514 人日／年	16,131 人日／年	126,870 人日／年
	H28年	40,875 人日／年	25,040 人日／年	15,835 人日／年	124,509 人日／年
	H29年	39,247 人日／年	24,034 人日／年	15,213 人日／年	119,642 人日／年
	H30年	37,738 人日／年	23,116 人日／年	14,621 人日／年	115,017 人日／年
	H31年	36,524 人日／年	22,376 人日／年	14,148 人日／年	111,355 人日／年

		幼稚園在園児以外 （ニーズ量の見込み）	（参考）国 WS
実績	H22年	4,601 人日／年	—
	H23年	4,806 人日／年	—
	H24年	4,981 人日／年	—
	H25年	5,231 人日／年	—
	H26年	—	—
ニーズ見込み	H27年	5,564 人日／年	8,292 人日／年
	H28年	5,408 人日／年	8,059 人日／年
	H29年	5,272 人日／年	7,857 人日／年
	H30年	5,077 人日／年	7,567 人日／年
	H31年	4,892 人日／年	7,291 人日／年

【一時預かり事業のニーズに対するサービスの提供量と提供体制】

- 一時預かり事業のうち幼稚園在園児についてのニーズ量は、実績に近い数で算出しましたが、このサービス提供量と提供体制は、現在の幼稚園における提供体制で対応できるものと考えられます。
- また、幼稚園在園児以外の一時的預かり事業についても、数年間は現在よりやや上回るものの、将来的には現行水準以下に減少すると見込まれます。
- 平成26年度中に開設する予定の新設保育所においても一時保育を実施する計画であることから、当面の需要に見合う提供量は確保できるものと考えられます。

⑧延長保育事業

【延長保育事業（時間外保育事業）のニーズ量の見込み】

- 保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降（本市では概ね 19 時以降）の保育を希望する場合にサービスを提供する事業を延長保育事業とします。
- 現在、市内の保育所では公立、民間とも 19 時までの延長保育を実施しています。また、民間 2 園で 20 時までの延長保育を実施しています。
- 国 WS による見込みでは希望者が 2,000（人／日）前後になり、実績の 210～227（人／日）と比べて極端に多い推計値となります。（実績値は 18 時 30 分を超えて利用する人数）
- 国 WS の算出方法は、ニーズ調査 Q16 の「利用したい定期的な教育・保育サービス」の回答で、何らかの保育サービスを希望する割合を基礎にしていますが、この中には保育所、幼稚園、保育所以外のサービスを同時に希望する人数も多く含まれていることから、結果として、見込み量が大きくなる傾向にあるものと考えられます。また、国 WS の見込み量は実際の保育所利用者数を上回っており、このニーズ量を採用する場合は事業間の整合が図れないこととなります。
- こうした利用実態を踏まえつつ事業間の整合も図るため、国 WS の推計値は採用せず、ニーズ調査結果を用いながら保護者の意向を踏まえた独自方法でニーズ見込みを推計します。

【延長保育事業（19 時以降）の独自推計方法】

- ニーズ調査において、保育・こども園利用（372 人）のうち、19 時以降の延長保育希望者が 35 人であったことから、その割合を延長保育希望率と仮定（9.4%）します。
- 実績は 19 時まで、推計値は 19 時以降のニーズであることに留意する必要がありますが、各年度の保育所利用者数見込みに、この延長保育希望率を乗じた人数を、19 時以降の延長保育利用者見込みとします。

		保育所利用者	延長保育利用者 (ニーズ量の見込み)	(参考) 国 WS による推計
実績	H22 年	1,758 人	210 人/日	
	H23 年	1,787 人	216 人/日	
	H24 年	1,809 人	215 人/日	
	H25 年	1,797 人	227 人/日	
	H26 年	—	—	—
ニーズ見込み	H27 年	1,970 人	185 人/日	2,149 人/日
	H28 年	1,925 人	181 人/日	2,096 人/日
	H29 年	1,872 人	176 人/日	2,035 人/日
	H30 年	1,824 人	171 人/日	1,960 人/日
	H31 年	1,748 人	164 人/日	1,892 人/日

【延長保育事業（時間外保育事業）に対するサービスの提供量と提供体制】

- 現在、19 時以降の延長保育を実施しているのは民間保育所 2 園ですが、実際の利用者数は数人にとどまっています。
- ニーズ見込みは 164～185 人/日となっていますが、実際に急激な利用者増は考えにくいことから、19 時以降の延長保育事業については、利用状況の動向を見ながら検討することとします。
- なお、平成 26 年度に開設を予定している 1 園も 19 時以降の延長保育の実施を予定しています。

⑨病児保育事業(病児・病後児保育)

【病児・病後児保育事業のニーズ量の見込み】

- 保育に欠ける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する事業として展開しています。現在、本市では病気回復期の保育所在園児を預かる「病後児保育」を1園で実施しています。
- 国WSの見込みは、年間2,000人日前後と極めて大きな推計となりますが、この見込みには、病気の状況、費用負担、親族の預かりなど、実際に利用するか(できるか)という点が考慮されていません。
- これまでの利用実績をみると、毎年、幼稚園・保育所利用者数の2.6～3.3%で推移していますが、サービスの提供量に上限があることや、実施園が1園であることなどにより、利用を控えた可能性も考えられます。
- 現在本市では実施していない「病児保育」も含め、潜在的なニーズは確実に存在すると考えられますが、国WS、実績ともに十分な根拠にはなりません。
- そのため、当面は実績を用いた独自設定で算出することとし、今後の利用推移や保護者意向などを把握しながら、必要に応じた対策を講ずることとします。

【病児・病後児保育事業の独自推計方法】

- 平成22～25年の病後児保育利用のべ日数と保育所・幼稚園在所者(新制度での1～3号認定)数から利用率を算出し、その最大値である3.3%を、各年度の1～3号認定の合計数に乗じて算出します。

		利用者 (ニーズ量の見込み)	1～3号認定	利用率	(参考)国WS
実績	H22年	93人日/年	3,248人	2.9%	—
	H23年	91人日/年	3,211人	2.8%	—
	H24年	81人日/年	3,172人	2.6%	—
	H25年	105人日/年	3,164人	3.3%	—
	H26年	—	—	—	—
ニーズ見込み	H27年	112人日/年	3,377人	3.3%	2,003人日/年
	H28年	110人日/年	3,306人	3.3%	1,953人日/年
	H29年	106人日/年	3,198人	3.3%	1,896人日/年
	H30年	103人日/年	3,099人	3.3%	1,826人日/年
	H31年	99人日/年	2,982人	3.3%	1,764人日/年

【病児・病後児保育事業に対するサービスの提供量と提供体制】

- 病児・病後児保育事業のニーズ量は、ほぼ実績に近い数で算出しましたが、このサービス提供量と提供体制は、病後児保育のニーズに対応するものとして位置付けます。
- 病児保育については、病後児保育以上に医療機関との密接な連携が必要となることから、診療科目に小児科を有する病院等への併設も含めて、今後、検討する必要があります。

⑩子育て援助活動支援事業(就学児対象のファミリー・サポート・センター事業)

【子育て援助活動支援事業（就学児を対象とするファミリー・サポート・センター事業）のニーズ量の見込み】

- 子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業は、子育て中の労働者や主婦を会員として、子どもの預かりの援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助を行う事業で、その事務局を市こども未来室に置いています。ここでは、就学児（小学生）対象の事業として取り扱います。
- 国 WS では、高学年のニーズ量が 0 人／日（該当設問への回答が全くない）でしたが、これまでの利用実績として、年度によって大きく差があるものの、低学年で児童数の 0.1～15.2%、高学年で 0.7～6.3%の利用率があることから、独自に推計します。

【子育て援助活動支援事業の独自推計方法】

- 平成 22～25 年の子育て援助活動支援事業利用のべ日数と児童数から利用率を算出し、その平均値（低学年 5.9%、高学年 2.5%）を、各年度の児童数に乗じて算出します。ニーズ量見込みは、低学年と高学年に分けて算出します。

<低学年（6～8 歳）>

		児童数	利用者 (ニーズ量の見込み)	利用率	(参考) 国 WS
実績	H22 年	3,241 人	492 人日／年	15.2%	—
	H23 年	3,094 人	232 人日／年	7.5%	—
	H24 年	2,927 人	28 人日／年	1.0%	—
	H25 年	2,835 人	3 人日／年	0.1%	—
	H26 年	2,801 人	—	—	—
ニーズ見込み	H27 年	2,680 人	159 人日／年	5.9%	48 人日／年
	H28 年	2,687 人	159 人日／年	5.9%	48 人日／年
	H29 年	2,644 人	157 人日／年	5.9%	47 人日／年
	H30 年	2,701 人	160 人日／年	5.9%	48 人日／年
	H31 年	2,652 人	157 人日／年	5.9%	47 人日／年

<高学年（9～11歳）>

		児童数	利用者 (ニーズ量の見込み)	利用率	(参考) 国WS
実績	H22年	3,878人	57人日/年	1.5%	—
	H23年	3,690人	61人日/年	1.7%	—
	H24年	3,505人	222人日/年	6.3%	—
	H25年	3,256人	23人日/年	0.7%	—
	H26年	3,151人	—	—	—
ニーズ見込み	H27年	2,963人	75人日/年	2.5%	0人日/年
	H28年	2,885人	73人日/年	2.5%	0人日/年
	H29年	2,836人	72人日/年	2.5%	0人日/年
	H30年	2,714人	69人日/年	2.5%	0人日/年
	H31年	2,720人	69人日/年	2.5%	0人日/年

【子育て援助活動支援事業に対するサービスの提供量と提供体制】

- 子育て援助活動支援事業の利用者は年によって大きな差が生じていますが、これは、利用する家庭に限られるものの、利用することになった場合に、その利用期間が長期化することが多いためと思われます。
- 現在、ファミリー・サポート・センター事業の登録者は、依頼会員 185 人、援助会員 100 人、両方会員 25 人（いずれも平成 26 年 5 月末現在）となっており、依頼内容やその時期、期間がマッチングすれば対応可能な会員数を確保しているものと考えられます。

①放課後児童健全育成事業

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）のニーズ量の見込み】

- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）事業は、保護者が就労などの理由で昼間に就学児の面倒を見ることができない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。
- 本市では、すべての小学校において設置していることから、他の事業とは異なり、小学校の通学区に基づき 16 区域を設定し、それぞれの事業単位（クラブ）毎に低学年と高学年でのニーズ量を見込むものとします。
- 国 WS の見込み量は、5 歳児の利用意向で算出していますが、この方法では、全国的に実際よりかなり多い人数が算出される傾向があります。（国の通達による）
- そのため、これまでの実績をもとに、今後の利用意向が上昇することを想定した独自の設定を行うこととします。

【放課後児童健全育成事業の独自推計方法】

- 本市の実績では、各クラブ入会率は年々上昇していることから、各年の児童数をベースに、入会率（各年 5 月 1 日時点での学童クラブ入会者数÷学年別児童数で算出）が、毎年前年比 0.5% ずつ上昇すると見込み、各年度の市立小学校の児童数に学童クラブ毎の入会率を乗じて算出します。

<低学年（6～8 歳）>

クラブ	実績		ニーズ見込み				
	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	H31 年
喜志学童クラブ	65 人	79 人	73 人	63 人	60 人	58 人	64 人
新堂学童クラブ	44 人	56 人	53 人	52 人	48 人	49 人	51 人
富田林学童クラブ	50 人	49 人	43 人	48 人	51 人	51 人	57 人
川西学童クラブ	51 人	54 人	46 人	48 人	46 人	49 人	48 人
錦郡学童クラブ	45 人	43 人	39 人	37 人	34 人	32 人	32 人
彼方学童クラブ	26 人	15 人	14 人	15 人	16 人	14 人	13 人
大伴学童クラブ	35 人	51 人	50 人	48 人	53 人	49 人	45 人
東条学童クラブ	18 人	19 人	16 人	17 人	12 人	12 人	13 人
高辺台学童クラブ	31 人	31 人	31 人	34 人	35 人	39 人	43 人
久野喜台学童クラブ	55 人	62 人	61 人	58 人	67 人	80 人	77 人
寺池台学童クラブ	67 人	79 人	77 人	81 人	85 人	93 人	95 人
伏山台学童クラブ	44 人	36 人	32 人	32 人	30 人	31 人	31 人

クラブ	実績		ニーズ見込み				
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
喜志西学童クラブ	41人	48人	50人	44人	42人	38人	38人
藤沢台学童クラブ	46人	53人	50人	56人	59人	61人	55人
小金台学童クラブ	61人	48人	46人	47人	47人	50人	47人
向陽台学童クラブ	26人	29人	27人	33人	36人	34人	33人
合計	705人	752人	708人	713人	721人	740人	742人
(参考) 国WS	—	—	958人	960人	945人	965人	948人

<高学年(9~11歳)>

クラブ	実績		ニーズ見込み				
	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
喜志学童クラブ	12人	17人	16人	19人	19人	18人	16人
新堂学童クラブ	12人	15人	15人	16人	17人	16人	17人
富田林学童クラブ	14人	18人	20人	20人	16人	19人	21人
川西学童クラブ	12人	14人	14人	12人	12人	13人	14人
錦郡学童クラブ	19人	13人	13人	12人	13人	12人	12人
彼方学童クラブ	6人	5人	4人	4人	4人	4人	6人
大伴学童クラブ	11人	4人	4人	5人	5人	6人	7人
東条学童クラブ	5人	8人	6人	6人	6人	6人	5人
高辺台学童クラブ	7人	6人	3人	4人	4人	4人	5人
久野喜台学童クラブ	17人	21人	20人	19人	23人	22人	21人
寺池台学童クラブ	23人	8人	7人	9人	11人	13人	14人
伏山台学童クラブ	16人	18人	24人	23人	27人	25人	24人
喜志西学童クラブ	15人	17人	15人	15人	17人	17人	15人
藤沢台学童クラブ	16人	14人	13人	12人	14人	15人	16人
小金台学童クラブ	17人	20人	19人	19人	20人	21人	21人
向陽台学童クラブ	6人	6人	5人	4人	5人	5人	7人
合計	208人	204人	198人	199人	213人	216人	221人
(参考) 国WS	—	—	601人	585人	575人	551人	552人

【放課後児童健全育成事業(学童クラブ)に対するサービスの提供量と提供体制】

- 学童クラブは学校の余裕教室の活用や、敷地内での施設設置により、すべての小学校に設置しており、特に利用者の多い川西、寺池台、小金台では、それぞれ2クラブに分割しています。

- 今後も利用が見込まれるクラブについては、市条例に定める設置基準に沿う内容とするために、教育委員会および学校との協議を行い、さらに施設の整備を進める必要があります。
- また、放課後の児童の居場所づくりの観点から、放課後子ども教室事業との連携を図る必要があります。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

※以降の項目は、次回会議で提示予定